

## 調査研究費補助事業

1. 目的：医療ソーシャルワークに関する研究課題に対し、会員の自発的な研究活動を支援し、医療ソーシャルワークに関する研究の活性化により、医療ソーシャルワークの発展に資することを目的とする。
2. 対象：一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会会員および准会員が一人で行う調査研究若しくは二人以上の会員および准会員が同一の研究課題について共同して行う調査研究であること。
3. 事業内容：この事業は、次の2種類の支援を内容とし、事業の予算内において運営する。
  - ①研究費用補助（交通費等の研究関連経費、研究支援者への謝金を含む）

年2件を目安とし、1件10万円を上限とする。ただし、特に医療ソーシャルワークの発展に資すると調査研究部長が認め、かつ理事会において、支援可能とした場合は、これを妨げない。

研究費用補助金の用途については、当該研究において必要な経費とする。想定される用途は、補助事業である研究の遂行に必要な通信費や物品の購入、交通費等の研究関連経費、研究支援者への謝金、研究成果の発表、研究成果の広報活動など、成果を普及、発信するための費用等である。

なお、研究支援者への依頼と謝金については、申請者の研究課題と要望を踏まえ、当協会から依頼の上、研究費用補助額10万円のうち研究支援者1名につき2万円（税込）を研究支援者に直接支給する。
  - ②研究支援コーディネーター  
本事業に賛同いただいた大学の教員及び現場の研究経験者を研究支援者とし、当該研究への指導・助言等の研究支援を依頼する。
4. 研究方法：研究にあたっての量的研究、質的研究、文献研究などの研究方法は問わない。
5. 募集期間：平成29年4月1日から平成29年5月31日までとする。
6. 応募方法：応募申請書（様式1）に必要事項を記載の上、協会事務所へメールで申請する。
7. 応募要件：下記全てを実施することを応募の条件とします。
  - ①調査研究費補助事業報告書（様式2）と決算報告を平成29年2月28日までに提出すること。
  - ②研究終了後1年以内に研究誌「スタディーズ」で報告すること。
  - ③研究終了後1年以内に北海道医療ソーシャルワーク学会もしくは医療ソーシャルワークの発展に資すると見込まれる近接領域主催の学会で報告すること。
  - ④研究誌及び学会報告にあたっては、当協会の支援を受けた研究である旨を記載すること。
8. 事業採否：申請内容を会長、副会長、事務局長、調査研究部長が適当と認めた場合。
9. 結果通知：平成29年6月15日までに選考結果をメールで通知する。